

## 第69回 電力・ガス取引監視等委員会

### 議事録

日時：平成29年2月3日10:00～10:40

場所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

出席者：八田委員長、稲垣委員、林委員、圓尾委員、箕輪委員

議題：

- (1) 適正な電力取引についての指針（改定）について
- (2) 適正なガス取引についての指針（改定）について
- (3) 一般送配電事業者による調整力の公募調達について

○八田委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第69回電力・ガス取引監視等委員会の第1部を開催いたします。

本日は、事前にお知らせいたしましたように2部構成で行います。

「議事次第」にあるとおり3つの議題がございます。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

議題の1つ目は「適正な電力取引についての指針（改定）について」です。資料3に基づいて、石川室長からご説明をお願いいたします。

○石川NW事業制度企画室長　それでは、資料3に基づきまして「適正な電力取引についての指針（改定案）」につきまして、ご説明させていただきます。

適正な電力取引についての指針につきましては、経済産業省と公正取引委員会が共同して電気事業法、独占禁止法上問題となる行為や望ましい行為を示すために策定されている指針でございます。

今回、資料3の1. にございますとおり、本年4月1日の第3弾改正電事法の施行に伴い、需要抑制により得られる電気を転売するネガワット取引が制度化されますけれども、これを踏まえてガイドラインを改定するものでございます。

資料3の2. でございますけれども、今回の改正に当たり、電事法に関連する部分につきまして、昨年4月から6回にわたり、制度設計専門会合で議論をしてきております。

その後、別紙1として改正案を示して、パブリックコメントに付しております。パ

ブリックコメントにより、合計4件のご意見を頂戴してございます。

そのうち電事法に関連する意見が2件ございまして、1件は、今回の改正案に賛同するという趣旨のご意見、残り一件は別紙2にございますが、このご意見につきましては、修正を反映させて改正したいと考えてございます。

今回の改正の内容でございますけれども、資料3の3. をご覧いただければと思います。

①で、ネガワット取引を制度化するに当たっての考え方について記載してございます。1つ目の・で、ネガワット取引をするネガワット事業者に求められる要件、規律について記載してございまして、具体的には、1つ目が需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができること、2つ目が電気の安定かつ適正な供給のため、適切な需給管理体制を保有すること、3つ目が需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること、と規定しております。

これは、既に公布されております省令でも同様に規定をされているところでございます。

2つ目の・でございましてけれども、制度設計専門会合での議論で、いわゆる広義のデマンドリスポンス、下げだけではなく需要を上げるデマンドリスポンスについても、その重要性を記載すべきとのご指摘がありまして、その旨を考え方で示してございます。

3つ目の・でございましてけれども、需要抑制を行う需要家とネガワット事業者、それを供給力として活用する小売事業者など関係者の間で、ネガワット取引実施のための契約締結に係る適正な協議がなされることが必要、ということの規定してございます。

次に②でございましてけれども、電事法上の望ましい行為として幾つか規定してございます。

1つ目が、ネガワット取引の公正かつ有効な利用のため、ネガワット事業者からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の申し入れを受けた小売事業者については、積極的に協力すること。2つ目として、ネガワット事業者が需要家と契約を締結しようとするときは、需要家に対して支払われる報酬その他取引条件について十分に説明を行うこと。3つ目として、ネガワット事業者は、ネガワット取引に関する相談窓口を設けること、などを規定してございます。

以上が今回の改正内容のポイントでございますけれども、本日ご審議いただきまして、その上で経済産業大臣に建議をしたいと考えてございます。

以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見をお願いいたします。

林委員どうぞ。

○林委員　一言コメントだけですが、しっかりまとめていただきまして、ありがとうございました。この内容で全く問題ございません。

この結果、多分今後、欧米ではこういうネガワット取引がしっかりやられている中で、日本もそういう欧米に肩を並べるきっかけになった初めての一步を踏み出されたと思いますし、送配電事業者に窓口をしっかりと設けて、イコールフィッティングの関係とか、いろいろやっていたいただいているということで、今後この点、期待したいと思います。

また、上げのディマンドリスポンスがありましたけれども、再エネの余剰がご承知のようにたくさんあったときに、それを、需要を吸収するということも、再エネとの連動も踏まえた上で、ネガワットの活用というのは、今後しっかりあると思いますので、とりあえず今回どうもありがとうございましたというお礼です。

以上です。

○八田委員長　ほかにございませんでしょうか。

稲垣委員どうぞ。

○稲垣委員　いいものができたと思います。特に情報管理体制に関する言及を出したというところに留意してもらいたい——もらいたいというか、よかったと思います。

というのは、取り引きは電力、客体は電力ですけれども、やることは情報処理ですから、まさに情報の適切な管理体制があります。それが実際に機能することをあえて規定しているということは、特段の意味があると考えておりますので、そこは時勢に合ったルールを盛り込んでいただいて、ありがとうございました。

○八田委員長　ほかにございませんか。

私も、これは非常によくできていると思います。

付随してご質問したいのですが、普通の小売事業者もネガワット取引というのはできますよね。それで、ここでは新たなネガワット取引の事業者に関して、例えば「電

気の安定かつ適正な供給のための適切な供給管理体制、情報管理体制を保有すること」と書いてありますが、小売事業者がネガワット取引をするときには、特に小売事業者の条件として、これはなくてもできるということですか。それとも、やはり小売事業者もやるときにはこのガイドラインが全部当てはまるということでしょうか。

○石川NW事業制度企画室長　　ご指摘の点につきまして、小売事業者自身がネガワット取引をする場合についても、同様の規律のもとに行うべきだと考えてございます。

○八田委員長　　なるほど。そうすると、特定卸供給を専門とする事業者と、それから小売事業者とは、両方ともネガワット取引をやるときには同じ条件を満たさないとはいえないけれども、ある意味では、ネガワット取引事業者というのは、小売事業者の仕事の一部をやると、そういうふうを考えているのですか。一部だけをやる、要するに小売事業者もネガワットでやって、しかも同じ条件に服するのであるから、この人たちは全体の小売事業者の資格を満たさなくてもいいけれども、ここに関してだけ満たせばいいと、そういうことでいいわけですね。

○石川NW事業制度企画室長　　おっしゃるとおりでございます。

○八田委員長　　わかりました。

それでは、ただいまの議論に基づいて、適正な電力取引についての指針の改定案の建議について、今ご説明があったとおりに建議することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

議題の2つ目、「適正なガス取引についての指針（改定）について」、資料4に基づき、佐合課長からご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長　　それでは、資料4に基づいて、ご説明をさせていただきます。PDFの資料ですと66ページ目になります。

「適正なガス取引についての指針の改定」でございます。

こちら、今ご審議いただきました電気の適取ガイドラインと同じように公正取引委員会と経済産業省と共同で制定をしているものでございます。本年4月1日からのガスの全面自由化に関連して事業者の事業区分とか規制の中身もかわってまいりますので、それに対応した形でガスの適正取引ガイドラインもガス市場における公正な競争とか適正な取引を促進するという観点から、改定が必要であるということで、

昨年の9月から制度設計専門会合で委員の皆様方にご審議をいただいていたところがございます。

「経緯」に関して、資料の2. に書いてございますけれども、今申し上げたとおり専門会合でご審議をいただきまして、昨年末からことしの初めにかけてパブリックコメントを公正取引委員会とともにかけまして、ガス事業法に関連して4件ほどご意見をいただき、多少文言の修正をさせていただいた形で、先般、制度設計専門会合に再度お諮りを申し上げて、そこでの合意をいただいたものでございます。

「改定の主な内容」を以降の3. で記しておりますけれども、簡潔に申し上げたいと思います。

これは改定でございますので、従来は5本の柱で構成されていたものを4本の柱にまとめ直してございます。新旧はその後に載せておりますけれども、従来5本なのは、小売分野に関して自由化部分と規制部分を分けて書いていたところを1つにまとめております。

「小売分野に関する適正なガス取引の在り方」ということで、3. の(1)、次のページに行ってください、これは「望ましい行為」と「問題となる行為」というところから構成をされております。

「望ましい行為」ですけれども、託送料金相当額を小売事業者は請求書に明示することが望ましい。あるいは導管事業者が、スイッチングが適切に行われるように、その申し込みの状況に応じて体制を整備するなど、しっかりとしたスイッチングに向けた環境を確保することを望ましい行為。それから、消費機器調査の受託でございますが、ガスの小売市場参入に当たっては、この消費機器調査は非常に大きな課題になるということで議論されてきたわけでありまして、これに関連しまして、ガス小売事業者の関連事業者、これは保安調査を行う、受託をして消費機器の保安調査を行う事業者でございますけれども、こういった方々に対して、既存のガス会社と同等以下の料金で消費機器調査を受託することが望ましいというようなこと、あるいは新規参入者に対してマイナスになるような、新規参入に支障を来し得るような行為を行わないことを望ましい行為と書かせていただいております。

この方たちは、直接はガス事業の対象者ではございませんので、こういうような書きぶりになってございます。

「問題となる行為」でございますけれども、ガス小売事業者が、不当に高い解約料

を設定するなどして消費者の選択を実質的に制限する、不当に狭めること、これは問題となる行為としております。

それから、スイッチングにおける不当な取り扱いでございます。ガス導管事業者は、当然のことながら公平・中立に全ての小売事業者を取り扱う必要があるということで、これに反する場合は問題であるということでもあります。

それから、消費機器調査でございますけれども、これは、既存のガス会社もみずから実施をする場合がありますし、それから、一回受託をして、それを関連会社に再委託するという場合もございます。こういったガス会社が新規参入者から消費機器調査の委託を頼まれたときに、正当な理由なく適正な料金で受託をしないとか、関連事業者に対して再委託をしないとか、あるいはほかの事業者に対して、新規参入者の消費機器調査を受託しないように求めるとか、消費機器調査に関連しまして新規参入を阻害するような行為を行うことは問題であるというような整理をしております。

(2) が、卸の分野でございます。

考え方として整理をしておりますのが、パンケーキが解消されるということでもありますので、それに伴って、従来、卸料金の中に含まれていたであろう卸託送料金相当額を引き下げていくことが望ましいということで、それは適切であるという形で表現をしております。

望ましい行為として、積極的な卸供給でございます。ガスに関しては、電力と異なって取引所のない状況ではございますが、なるべく積極的にガスの卸供給を行っていただくことが小売市場の活性化にも資するということでもありますので、そういったガスを保有する事業者は、新規参入者を含むガス小売事業者に対して、積極的に必要な卸供給を行うこと。これは望ましいことであると書かせていただいております。

その次が、「製造分野における適正な取引」でございます。

望ましい行為ということで、LNG基地の第三者利用に関して、一部は法で義務化されたわけですが、その利用の方法でございます。ルーム貸しとって、タンクの空き容量、一定容量を確保して使わせる方式、それから空いている容量は全て共有して使える消費貸借方式というような形で議論されておりましたけれども、後者のやり方などを用いて積極的に受託することが望ましいという形で書かせていただいております。

それから、「その他の製造委託等」でありますけれども、都市ガスを導管に供給する

ためには熱量調整とか臭いをつけるとか、そういったことが必要になるわけですが、そういった設備を新規参入者が必ずしも全てもっているわけではない状況にございますので、そういったものももっている事業者は、自分のみずからの事業の遂行に支障のない限り、求めに応じて、その業務を積極的に受託することが望ましいというふうに整理をしております。

次に「問題となる行為」でございますけれども、先ほど申し上げましたが、一部の要件を、一定の要件を満たすLNG基地に関しては第三者利用が法律上義務づけられた状況になってございます。そういったガス製造、LNG基地を有する製造事業者が正当な理由なくガスの受託製造を拒むとか、その基地の利用を拒むとか、そういったことは問題であるということで整理をしております。

この利用に当たっても、当然自社の小売部門なりがお願いをするときと同一条件、同一料金で受けることというふうに整理をしております。

それから、次のページに行ってください、振替供給の話も書かせていただいております。振替供給、正当な理由がなく、業務に支障が生じないにもかかわらず拒否することは問題であるという整理をしております。

最後、託送分野でございます。望ましい行為、問題となる行為、それぞれありますけれども、最初のほうは、託送料金について効率性の確保ということでありまして、導管事業者は、その料金の適正性に関する資料とか説明資料を公表するとか、あるいは説明をしっかり行う。あるいは導管利用者から求めがあった場合には、その導管利用の算定根拠などについて適切に説明を行うことを望ましい行為などとしております。

それから、導管への接続検討に必要な情報提供をしっかりと行うことを望ましい行為としております。

問題となる行為といたしまして、託送業務における差別的な取り扱いは、これは当然のことながら問題となる行為でありますので、そこを明らかにしている状況でございます。

以上、簡単ではございますけれども、ガスの適正取引ガイドラインの改定内容でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対する、ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

○稲垣委員　　非常に細かいガイドラインをつくっていただいております。

した。また、公取との間でも非常に難しい協議があったと思いますが、よくできたと思います。

なお、制度設計の専門会合でも議論になりましたけれども、ガス分野は、非常に細かい、あるいは特殊な事柄が――事柄というか、電力とは異なって非常に個性的な状況がたくさんあると思いますので、このガイドラインを不断に見直すことと、それからもう一つは、解釈上、やはり不正、不当と思われるものについては、監視を厳密にすることをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○佐合取引監視課長 はい。

○八田委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、「適正なガス取引についての指針の改定案」について、事務局からご説明がありましたとおりに建議してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局においては、必要な手続を進めてくださるようお願いいたします。

さて、議題の3つ目は、「一般送配電事業者による調整力の公募調達」の結果報告です。資料5に基づいて、恒藤課長よりご説明をお願いします。

○恒藤NW事業監視課長 PDFでは122ページからでございます。資料5ですが、資料5-1に基づいて、ご説明をさせていただきます。

調整力の公募調達につきましては、当委員会から建議をいたしまして、大臣が制定をいたしました「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」というガイドラインに基づきまして、各一般送配電事業者により、昨年秋から調整力の公募調達が行われておりました。

今般、各社から、その結果の報告が出そろいましたので、当方でその報告内容を取りまとめましたので、それをご報告させていただきます。

これまでの大きな流れは1ページ目のとおりでございます。

めくっていただきまして、今回公募をいたしました調整力でございますが、幾つか求められる機能によって名前がついておりまして、2ページ目の図のとおりござい

ますが、大きく電源Ⅰというものと、それからグラフの外にゲートクローズ後の発電小売の余力を活用する電源Ⅱというものがあまして、電源Ⅰのほうは、一般送配電事業者が、その容量を契約してキープをしていくというものでございます。電源Ⅰの中にも、周波数調整機能のある電源Ⅰ－aと、それから周期数調整機能のない電源Ⅰ－b、それから稀頻度リスクに対応するための電源Ⅰ'と3つに分けて今回公募が行われております。

それぞれの電源に求められるスペックは、3ページのとおりでございます。

大きな違いは、どこから来るかということと応動時間が違うということで、それに対応して、例えばオンライン指令が対応可能かどうかということについて、電源Ⅰ'については原則必要だけでも、場合によっては柔軟に検討するという形で公募が行われてございます。

その公募の結果、各社から発表されたものをまとめたのが4ページ以降でございます。4ページと5ページに全10社を横軸にとりまして、縦軸にⅠ－a、Ⅰ－b、Ⅰ'の、今回の結果をまとめてございます。

まとめ方としては、1行目が募集容量、それから2行目は応札容量ということで、どれだけの応募があったのか、それから3行目は落札容量ということで、最終的に採択をされた容量、その下に採択されたものの最高価格と平均価格をまとめてございます。

それで、みていただきますと、電源Ⅰ－a、Ⅰ－bは、応札容量と募集容量とがほぼ合っているといたしますか、募集容量に合った応札しかなかったということでございます。

それから、価格をみていただきますと、平均価格でもそこそこの違いがあるというのが、とりあえず集計した段階ではわかりました。それから最高価格については、かなりの開きがあるというのが実態だと、今回わかったということでございます。

このあたりは、これは容量の契約ではございますが、4月以降の運用をよくみながら、どうなっているのか、我々としても引き続き分析をしていきたいと思っております。

それから電源Ⅰ'については、より詳細なまとめを次のページにしております。

「ディマンドリスポンスについて」というタイトルになってございますが、6ページ目、電源Ⅰ'の結果について、より詳細に記載をしております。といたしますのは、

電源Ⅰ'については、今回5社から募集がなされておりますが、これは、先ほど申し上げましたとおり、オンラインの対応が柔軟に対応するということもありまして、電源だけではなくてディマンドリスポンスを活用した形での応札もかなりあったということで、そのあたりの状況を表にまとめてございます。

応札されたものが電源だったのかディマンドリスポンスだったのかというのは、件数と容量ごとに内訳を分解しております。

それから合計の欄をみていただきますと、合計の欄に、括弧書きの数字が入ってございますが、この括弧書きに入っているのは、いわゆる旧一般電気事業者以外の事業者による応札・落札の件数及び容量でございます。

これをみていただきますとわかりますとおり、まず応札は、かなりディマンドリスポンスによる応札があったということでございまして、その詳細をみていただきますとわかるとおりでございますが、容量でみていただきますと、約111万kWの応札がディマンドリスポンスであり、落札ベースでもそれなりの件数になっている。また、その内訳も、旧一般電気事業者以外の事業者による落札もあったということでございます。ちなみに計算をしますと、ディマンドリスポンスは、今回契約額はトータルで約35億ということでございまして、それなりの契約がなされたのではないかとみてございます。

それから、その価格でございますが、一番下に価格を載せてございます。みていただきますと、東北電力と中部電力の価格が安くなっていますが、これは、ちょっと注意をしていただきたいのは、期間が違ってございます。東北と中部は、夏の間だけの契約ということで、契約期間が短くなってございますので、その関係で価格にも違いが出ているというのをご留意の上、みていただく必要があると思います。

それから、さらに7ページは電源Ⅱの状況でございますが、電源Ⅱは、これは、今回は登録といいますか、実際、電源Ⅱ自体は、ゲートクローズ後にあいているところが使われるということで、電源Ⅱとして活用されることがあるところは、今回は事前に登録するというような意味合いでの募集でございますが、トータルとして件数、容量は、このようになっておりまして、一応「自社」と書いていますが、これは東京の場合は、済みません、東電グループということになりますけれども、旧一般事業者と、それ以外の会社からの応募の状況もまとめてございます。

今回、このような結果になったということでございます。

以上、最後にまとめとして書いてございますが、今回初めて経産省のガイドラインののっとりまして調整力の調達、公募による調達が行われました。それで、電源Ⅰ－a、Ⅰ－bについては、電源Ⅱは必ずしもそうでもありませんが、特に電源Ⅰ－a、Ⅰ－bについては、ゲートクローズ後に指令を行い応動できる必要もあり、旧一般電気事業者からの応札が大宗となっております。

それからⅠ'については、旧一般電気事業者以外の事業者からも3割程度の応札がありました。

それから、ディマンドリスポンスを活用した応札は、先ほど申し上げましたが、5社からの募集量に対して、合計で111.2万kWの応札がありまして、そのうち95.8万kW、総額約36億円が落札となったということで、これは我が国で初めてディマンドリスポンスが開かれた競争入札の市場において取り引きされた例と考えてございます。

「今後の取組」でございますが、事務局としては、引き続き以下の対応を行っていきたくてございまして、まずは実際に4月から始まる運用が、安定供給とコスト最小化の両立を目指したものになっているのか、継続的に監視をしていきたい。

それから、この調整力が、競争を通じた効率化、あるいは透明性の向上を実現していくためには、より多くの事業者が調整力の公募調達に参加することが大事だと考えられますので、以下を中心に実態把握をして、より競争を促進するための工夫を検討していきたいと。

まず1つは、それぞれの電源におけるオンライン設備等の具備の状況など、設備の状況をまずみていく必要があるだろうと。それから、旧一般電気事業者以外の事業者が、今回の調達にどのような方針で対応したのか、また、今回のプロセスをどのように評価しているのかというの聞いていきたいと思っております。

それから、それも含めまして将来のリアルタイム市場の創設に向けまして、まずは調整力の広域調達のあり方、それから価格情報をより詳細かつタイムリーに公表していくにはどうしていったらいいのかというあたりも検討を進めていきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対するご質問、ご意見をお願いいたします。

林委員どうぞ。

○林委員 調整力公募のご報告、どうもありがとうございました。適切な数値であらわしていただきましてありがとうございました。

コメントになりますけれども、先ほど恒藤課長からありましたが、やはり我が国で初めてディマンドリスポンスが開かれた競争入札の市場で取り引きされた例ということで、非常にいいと思っていますし、ご承知のとおり電力システム改革の3つ目の目標にあります需要家の選択肢の拡大とか事業機会の拡大ということに、まさに資するものだと思っておりますし、しかも電源 I' に関しましては、旧一般電気事業者以外の方からも3割ぐらいの応札があったということでもありますし、36億円規模ではありますけれども、こういうことに鑑みましても、非常にいいアプローチだと思っています。

今後、I o Tとか情報通信とかいろいろな標準通信規格でしっかりやるような話にだんだんなってくると思っていますし、今回入札した電力会社の数が全社ではないということは、多分調整力の余力の話でちゃんと試算した上での話だと思っておりますけれども、これが今後一般のどんな需要家の方々も入り込めるというのが、私自身は需要家の選択肢としてのイコールフィッティングは大事だと、個人的には思っておりますので、それを今後どのように展開していくのか、どうすべきなのかというのは、ぜひまた検討していただければと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご意見ございませんでしょうか。

私から、確認のための質問ですが、応募容量というのがありますけれども、この決め方、これはOCCTOが各社に対して決めたと考えてよろしいですか。

○恒藤NW事業監視課長 この全体量はOCCTOが決めておりまして、ただ、その切り分け、I-aなりI-bなりの切り分けについては、各社が過去の状況を踏まえて、例えばI-aがどれだけ必要なのかということを決めた上で決めているものがございます。

○八田委員長 そうすると、例えば中部電力が夏だけ応募して、ほかはしていないというのは、OCCTOがそのように決めたわけですか。

○恒藤NW事業監視課長 そこは個別の会社が、自分のところの実情を踏まえて決めたというふうに理解をしております。

○八田委員長　　そうすると、要するにOCCTOと各社の決め方の役割分担ですけれども、春と冬の分についてはOCCTOで一応いわれている総量があるから、それはここの中の幾つかの項目のうち別な項目に回したということですか。あるいは春と秋に、その全体の量を全部消化できるようにやったということでしょうか。

○松尾事務局長　　補足ですけれども、基本的に広域機関のほうで決めておりますのは、スライド2にありますように、I-a、I-b、それからI'の考え方と、それぞれどれぐらいの量が最大要るのかというところを決めておりまして、あとは各社が自分の必要に応じてそれぞれの量を決めていく。

それと、あとは、一応この公募要領自身は一種のパブリックコメントみたいなものにかけておりまして、特に期限は切っておりませんが、実際応募される方から、むしろここを緩めてくれとか、ここをきつくしてくれという意見は常に提供いただいて見直していくという形になっておりまして、さらに今回、一応これは一回やったわけでございますけれども、毎回、このプロセスは委員会なり制度設計専門会合でレビューをしていく中で、改めるべき点があれば、また改めていっていただくというようなプロセスを経ていくと思っております。

○八田委員長　　私の質問の一番の眼目は、中部電力は、夏だけやって随分安くできるのであれば、ほかのところも何でやらないのだろうというのが、一番のアレですけれども、今の松尾局長のご説明だと、結局OCCTOは、ある意味で上限を設定して、それ以上やると託送量がかかるから、余りむやみやたらにやるなよという上限を設定して、あと、各社がその内側で、自分のところで決めたと、そのように解釈してもよろしいですか。

○恒藤NW事業監視課長　　わかりました。

詳細は各社に確認しないとわかりませんが、I'というのは、基本的には、やはり稀頻度リスクなので、真夏なり真冬なりで、本当に足りないときのことを考えて設定するものです。そういう意味では、夏のことを考えているのであれば夏だけを募集すれば、本当はそれで足りるのかもしれませんが、今回、一回目ということもありまして、通年募集しているところは、ほかの季節でも何らかの形で使えることも想定しながら、ある種トライアルとしてやっている面もあるのではないかなというふうには、この瞬間は理解をしておりますが、正確なところ、稀頻度リスクなのに、なぜ通年で募集しているのかというのは、改めて確認をしたいと思います。

○八田委員長 なるほどね。けちけちするわけではないけれども、無駄に、ずっと使わないでリザーブのために置いておくというのはもったいないのではないかというふうに思ったのですが、それが1つです。

それから、もう一つは、ダイヤモンドリスポンスが公募されて落札されたことはとてもいいことだと思いますが、先ほどネガワット入札に関するいろいろな基準が出ていたわけですが、あれは取引所に関することだと理解しているのですが、この調整電力に関するネガワット入札に関しては、何らかのそういうアレに類するような条件を公的につけるのでしょうか。それとも、それは各社が自分で、自主判断でやっている、各社というか、システムオペレーターがやっている、そこで条件をつけていると、そういうことでしょうか。

○恒藤NW事業監視課長 基本的には、ここで、ダイヤモンドリスポンスで実施する事業者は、先ほどのガイドラインに求められることを守りながらやるということになります。

○八田委員長 それは、ちょっと新しい案件の面があるということですね。一応応札して、あのガイドラインができて、それは守りなさいよと、それはみんな大体こんなものだと承知してやったということですか。

○恒藤NW事業監視課長 そういう意味では、ガイドラインをきょう建議して、できるタイミングと、それから今回の入札のタイミングでは、確かにそういう意味では、そういう面があるとは思いますが。

○八田委員長 私が伺いたかったのは、さっきやったのは、取引所に関すること、ネガワット取引だけに当てはまって、こちらの調整電力のほうには当てはまらないのかという質問でしたけれども、実際は両方ともに当てはまると、そういうことでよろしいでしょうか。

○松尾事務局長 これは、去年の適正取引ガイドラインでもそうございましたけれども、基本的にパブリックコメントに既にかけておりましたので、そういう意味では、このガイドラインで決まるであろうことは、既に事業者の方に相当予見可能性がありましたので、厳密にいきますと、おっしゃるとおりルールができたのはちょっと後ではあるのですが、十分事業者はそれを前提に置いて応募もできていたであろうと思っております。

○八田委員長 わかりました。

○石川NW事業制度企画室長 一点補足させていただきますが、先ほどのガイドライン自体は、直接的には、あの中でも考え方と、その後の望ましい行為、問題となる行為とありましたけれども、望ましい行為、問題となる行為については、いわゆる直接協議スキームという小売同士が直接取引をして協議する場合について、これを守ってくださいという規定でありますので、直接的には調整力公募に応じて入る場合は入りませんが、ただ、考え方については、ネガワット取引一般についてこうあるべきという考え方を示していますので、それは当然何らかの形で考慮されて取引されるべきであるということで、調整力が入る場合は、恐らく公募なり、その契約の中でそういったことをしっかり担保していくという理解でございます。

○八田委員長 なるほど。そうすると、それはそれで、元来は別な基準でもできるということですね。

○石川NW事業制度企画室長 はい。

○八田委員長 わかりました。

それから、3番目は入札方法ですけれども、よくペイヤーズビットとって、入札した価格、各社が応札したときの価格で最後お払いしますというのと、最高値で全員に対して支払うという限界価格方式がありますが、ここはやはりその限界価格方式で、最高値を全部に支払うのでしょうか。

○恒藤NW事業監視課長 いわゆるペイヤーズビットの方式で、最高値ではないです。

○八田委員長 そうですか。そうすると、物すごく高くふっかけてくる可能性がありますよね。要するに正直に限界価格でやるのであればふっかけなくても、とにかく採用してもらうことが重要だから、なるべく正直に自分の安い値段をいいますが、ペイヤーズビットならば、結局最後にもらえるのは自分のいった値段だから、随分高めにいいますよね。それはかなり大きな違いで、結果的に支出が多くなるかどうかは別として、本当に正直な価格を知るという意味で、ちょっとまずいと思いますが、それは、後でダブルチェックをする方法があるのかという……

○恒藤NW事業監視課長 そういうところも含めて、実際にこれがどういう形で運用されていくのかというのは、4月の運用をよくみていきたいと思っております。

○八田委員長 わかりました。

○松尾事務局長 念のためでございますが、調整力のキロワットの価格でございま

すので、そういう意味では限界費用というよりは、個々の、まさにキロワットの価格です。

それと、これは今後の課題としてまさに書かれておりますけれども、やはり今はまだ各電力会社管内のものしか出てきておりませんので、どうしても競争は限られた中での競争になると思います。そういう意味で、そういうことも含めて広域的な調達の方法を考えていくことは大事だと思っておりますが、よくレビューもしていきたいと思っております。

○八田委員長 僕も、さっき限界費用といわなくて、わざわざ限界価格といったのは、そういう意味です。キロワットについても、一番高い値段を全部適用するとなると……、ただ、おっしゃるようにいろいろな会社が入ってくるようになると、そういうことが重要だけれども、今のところは電力会社だけだから、どちらも同じだということになるのかもしれないけれどもね。

それでは、ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、事務局においては、各委員のご意見も踏まえて、4月からの運用状況を監視するとともに、将来のリアルタイム市場の創設も見据えた制度設計の改善に向けて準備をしていただくようお願いいたします。

それでは、本日、第1部で予定していた議事は以上ですけれども、ほかになにかございますでしょうか。

事務局より何かありますか。

○東課長補佐 ありがとうございます。

この後の第2部（非公開）につきましては、準備が整い次第開催をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○八田委員長 それでは、これをもちまして第1部を閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

——了——